

第3回宮津市都市計画マスタープラン策定委員会 意見と対応

【意見概要】

(1) 第2回宮津市都市計画マスタープラン策定委員会の意見と対応について

- ・特になし。

(2) 宮津市の地域地区等について

<全般的なこと>

- ・家の建て替えができないため、市外に出ていくということであるが、それだけが理由とは思えない。市税のこととか他の要因も影響していると思う。都市計画区域であることだけが原因ではないと思う。
- ・都市計画マスタープランの見直しについて考えるときに、「都市計画区域」「用途地域」は大事な論点である。

<都市計画等の制限>

- ・都市計画区域の制限の一つには、防災のためには幅員がしっかり確保された道路に接していないといけないということ。火事の時に消防車が入れるような道路でなければならないということからの制限である。どちらが正しいという問題ではないと思う。
- ・ただ、現状としてこれらの制限により、建て替えが困難となり、そこをあきらめてよそに出ていった人が多くいるのは事実である。
- ・見直しができるかどうか難しいとは思いますが、できるところがあれば議論してもいいと思う。
- ・いずれにしても、矛盾等が生じないように、うまくできるようにしてほしい。
- ・今回の話であれば、用途地域や準防火地域などには見直しの可能性があると感じた。都市計画区域は難しいと感じた。
- ・文珠、府中の景観を重点的に進めていこうとしている。ここでは、「瓦葺や外壁も和風に」、「建具もできるだけ木製建具を使いましょう」としている。その一方で、屋根、外壁、軒裏、建具の防火制限をしている。(準防火地域)
- ・準防火地域の制限で軒裏を見せないよう制限しているのに、和風建築物の場合、軒裏には、こだわりたいところ。また、良い和風建築物を意識される場合、玄関などの建具も木製建具にされる。こうしたところに矛盾を感じる。
- ・重要文化的景観では、重要な構成要素として個別の建物を指定する。景観上良いものとしているこれらは、現在の規制(用途地域、準防火地域)では、再建築不可。景観上良くないものの方が建てられる制限となっているところに矛盾を感じる。

【対応】

⇒ 見直しにあたっては、都市計画以外の土地利用制限も確認の上、検討していきます。

⇒ 安全性を検証の上、検討していきます。

【意見概要】

＜その他の制限について＞

- ・農業は大切とは思っている。大切だから、規制をかけていると思うが、荒れている農地も増えてきている。
- ・農地の話、荒れているところが増えているのは事実。今、農業委員会では、地域に入っているところ。年代別に耕しているところを色分けし、10年後にどうなっているかを考えている。地域でそれらを助け合っていくのか、地域では無理なので耕してくれる人を誘致して農地を守っていくのか、そういうことを議論しているところ。
- ・農地のことで今問題になっているのは、優良農地のど真ん中に非農地がある場合、水の問題やその土地が荒れていくことで他の土地にも影響すること。
- ・山際の農地は荒れていて、非農地になっている。そういうところは開発してもらったら良いと思う。そういうようなところを調べていったらいいと思う。
- ・農業分野について、都市マスの方で支援できることはあるのか？

＜企業誘致＞

- ・工場がいいとは思わないが、雇用の場としての影響はすごく大きい。
- ・宮津は昔から商業地なので工場は少ない。市内で30人以上の工場が何件あるか？ほとんどないと思う。与謝野町や京丹後市には何件かあり、雇用の場として大きく影響している。
- ・宮津天橋立インターの付近は、企業にとっても魅力あるはずで、何かできればと思う。
- ・工場は雇用の場として大きく影響することから、工場の話ばかりになったが、環境など色々な問題を持っている。大きな企業の本社が来るほうが良い。IT関連とか。
- ・北部の方では、道の駅などもできるのではないかと思う。遊んでいる広い土地は結構あると思う。今ある道の駅では、バスが止めにくいし、広い土地で考えてみたらどうかと思う。インターのところにあってもよかったと思う。
- ・企業誘致戦略の方針が必要と思う。それに基づき土地利用を決めていくべき。

＜戦略＞

- ・用途地域だけでなく、農地など他の土地利用も含めて考えることが重要。
- ・まちづくりは、いかに戦略を立ててやっていくかが重要。ばらばらでやっていくのではなく、地域ごとに戦略をたてて、ブランディングを重ねていくのが重要。
- ・市は規制するよりも、「支援するまちづくり」全般についてPRとか支援するのが良いかなと思う。

【対応】

⇒ 農林部局、企業誘致部局とも調整し、検討していきます。
必要に応じて、土地利用制限内容の見直しも調整します。

⇒ 基本的には、難しいと思います。（できることは、田園居住地域を指定する。もしくは、用途地域を指定せず、農用地とする。）

⇒ 企業誘致部局とも調整し、検討していきます。

（参考） 30人以上の製造業の事業所 2019 工業統計より
宮津市 : 2事業所（4人以上の事業所 20カ所の内） 食品製造業、繊維工業
与謝野町 : 8事業所（4人以上の事業所 73カ所の内）
京丹後市 : 30事業所（4人以上の事業所 166カ所の内）

⇒ 低未利用地について、都市計画基礎調査の結果を整理し、企業誘致部局とも共有し、土地利用の方針について、一緒に検討していきます。